内閣衆質一六八第一一六号

平成十九年十月二十三日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出海上自衛隊の補給艦の提供した油の目的外使用に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

書

に対し、 行った際にも、 場においてテロ対策特措法の趣旨について説明した上で、 九月四日に実施された補給艦 に基づくものであることを当該補給 基づきインド洋に派遣されていた補給艦 基づく人道的措置に関する特別措置法 際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に 口対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認した後に行っている。 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国 燃料の補給を実施した。 このような確認を行っており、 「ましゅう」から米国揚陸艦「イオージマ」への燃料の補給に係る連絡 テロ対策特措法に基づく協力支援活動として行う補給は、 の対象国との間の交換公文に明記するとともに、 (平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。) に 「ましゅう」は、 我が国が補給した艦船用燃料等については、 平成十八年九月四日、 当該対象国の艦船  $\wedge$ 、の補は 米国揚陸艦 給 当該対象国との の都度、 テロ対策特措法 テロ 「イオージマ」 当該艦 平成十 対策特措法 調整を 協議の 船 八年 がテ 0

の趣旨に沿って適切に使用されているものと認識している。